

議案第46号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部1の項並びに別表第2市長の部1の項及び2の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
市の機関	事務	市の機関	事務		
市長	1 外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの	市長	1 外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの		
	2～8 略		2～8 略		
教育委員会 略		教育委員会 略			
別表第2（第3条、第5条関係）		別表第2（第3条、第5条関係）			
市の機関	事務	特定個人情報	市の機関	事務	特定個人情報
市長	1 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する	市長	1 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する

法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に關す

法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に關す

る情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国在留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地

る情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国在留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地

	域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 情報照会者に市長が含まれている特定個人番号利用事務であって規則で定めるもの	外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「外国人生活保護関係情報」という。）
3～9 略	
教育委員会 略	

別表第3 略

	域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 情報照会者に市長が含まれている特定個人番号利用事務であって規則で定めるもの	外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「外国人生活保護関係情報」という。）
3～9 略	
教育委員会 略	

別表第3 略